



発行所
大阪府農業会議
 大阪市中央区農人橋2-1-33
 JAバンク大阪信連事務センター3階
 電話 直通 06(6941)2701~2
<http://www.agri-osaka.or.jp>
 発行人 土井 浩

**年金の
お受け取りは
JAで**

JAバンク大阪(JA/信連)
 JAバンク大阪へ

井川農業会議会長死去

大阪府農業会議井川勝巳会長は、4月30日逝去した。享年73。

高槻市農協参事を経て、平成2年から組合長理事、また府農協中央会、信用農協連、経済農協連(当時)、共済農協連(同)等各JA連合会の理事、基金協会理事に就任。平成5年からは高槻市農委会長、三島地区農委連会長。当会議常任会議員、副会長。府農協中央会副会長を歴



任し、食料・農業・農村基本法が制定された平成11年から農業会議会長に就任。府内農業団体の第一人者として優れた指導力を発揮し、急激な都市化が進むなかにあつて多様化する都市農業の課題解決に奔走した。

また、全国農委都市農政対策協議会副会長(平成11年)として、都市農業の活性化を要望し、食料・農業・農村基本法では、都市農業の振興について明記されるようになった。

国の農政が生産力の増大から食の安全や農業・農地の多面的機能の重視などに大きく転換したとして大阪府農業会議独自の「なにわ農業賞」を創設。環境対応をも視野に入れ、社会的な活動を通じて地域に貢献している優れた農業経営者を鼓舞する取り組みを提唱し、現在に至っている。

食育基本法が施行され、経営支援三法と言われた農委法の改正法が適用された後の農委統一選挙後、全国農業会議所理事(平

成17年(20年)に就任し、改正法に基づく府内各市町村農委の指導にあたることに、全国農業会議所理事として、様々な機会に都市農業の意義・役割等の情報を発信し続けた。

そして、平成18年の食育推進基本計画の決定を受けて、関係方面に働きかけ、第1回食育推進全国大会(平成18年6月)の大阪開催に尽力した。

大阪国税局土地評価審議会委員(平成11年)。府農産連会長(平成17年)。大阪地方裁判所民事調停委員(平成18年、24年)。府信用農協連代表監事(平成20年、23年)。全農本部運営委員会副会長(平成23年)。

これらの功績により平成14年黄綬褒章を受章、平成25年旭日小綬章を受章した。

追悼のこゝば

大阪府農業会議 会長職務代行者 土井 浩

井川会長のご霊前に、憎越ながら農業委員会系統組織を代表いたしましたしてお別れの言葉をささげます。突然のご訃報に接し、私どもも議員一同、言葉失つております。昨年の農委大会や府知事への施策建議手交式ではお元気でしたのに、今なお信じられません。

昨年2月、お顔の色がさえず、調子がお悪いと伺っておりましたが、それが病魔の前兆であったとは。なぜもっと早く休息をとられるよう強くお勧めしなかつたのかと、後悔しております。あなたは農業委員会系統組織の要として、また農業団体マンとして本府農業のために大変ご尽力されました。会長の卓抜し

た見識と情熱で永年のあいだまじめ役を果たされたご功績は、まことに多大でした。あなたを失つたことは、農業委員会系統組織にとつても極めて大きな打撃であります。

新規就農者や新規採用職員に對しての励ましの言葉でも、「人間は誰もが皆、生まれながらにして、それぞれ『宝』となる原石を持つている。それが何かを探し出して磨いて欲しい。(中略) 不断の努力を怠り、惰性に流され、諦観を決めこむのであれば、農業経営者としても農業団体の職員としても失格だ。変化の兆しをいち早く察知し、変化への対応能力を身につけて欲しい。あきらめや安住でなく、夢と希

望と誇りを持つて社会人第一歩を踏み出して欲しい。飛躍の機会は、今この瞬間にも皆さんの周りに満ちている」とおっしゃいました。厳しいながらも愛情がこもつたご指導は、心に響きました。

あなたの農業を思うその根底には、高槻市が府内における協同組合運動の発祥の地であることに対する誇りと、それぞれの地域の農業を元気にすることが、社会や公共の福祉に貢献することにつながるという信念がおありでした。私たちは、お教えいただいた農業団体の使命を旨としながら、農政活動に邁進し、大阪農業の活性化に努力する所存でございます。

井川会長、どうか安らかに眠りください。そして、本当にありがとうございました。

公選制、許認可業務など強調

農委制度・組織改革で意見

農業委員会制度・組織改革をめぐる情勢が大きな山場を迎えるなか、農委系統組織では、農委制度・組織改革に向けた意見をまとめ、4月21日開催の緊急集会で与党国会議員に要請活動を実施。意見では、農委の活動を支えているのは、「公選制」、「許認可業務」、市町村・都道府県・全国という組織の「ネットワーク」の3つが基本であることを強調した。

6月に予定されている政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」への意見反映を目指す規制改革会議では、農委の許認可業務や公選制の見直しなどについて議論を重ねており、5月には「中間的とりまとめ」を行う予定。

農委系統組織では、組織自らによる制度改革を提起するため、今年1月から2月にかけて、農委、農業者を対象としたアンケートを実施。この結果を踏まえ、意見をまとめた。

意見は、①農地法等の許認可業務と振興業務の一体的な取り組み推進(業務)、②公選制のもとでの開かれた農委の強化(組織・構成)、③農委の活動への支援の強化(運営)の3つの柱で構成されている。

農地法等の許認可業務については、農地を守り担い手に結び

つけるための農業振興業務と切り離すことができない一体的な

法令業務と

農業振興は一体で

農委の96%

全国農業会議所は農委制度・組織改革に向けた意見にあわせ、農委、農業者を対象としたアンケートの中間集計結果(4月18日時点)を明らかにした。

許認可等の法令業務への取り組みについては、「法令業務と農業振興業務は一体的に取り組んでいくべき」「法令業務と農業振興業務は一体的に取り組んでいくべきだが、(略)区分して取り組むことが必要」を合わせて96%の農委が、法令業務と農業振興業務の両方に取り組むべきと回答。農業者の88・4%が、許認可業務は農業者の代表

取り組みであることを強調。公平性・公正性・透明性を一層確保するため、現在の委員地区担当制をさらに強化。審議にあたっては農業者以外の者の参与の割合を高める等の仕組みを検討する必要があるとした。

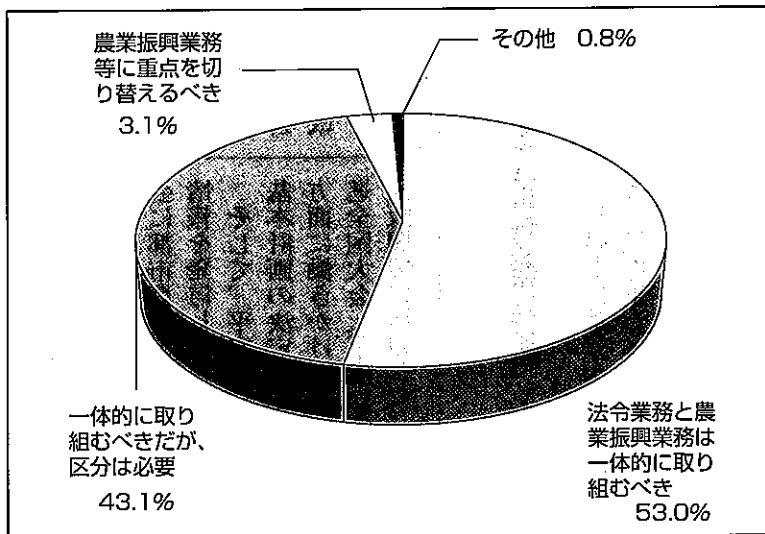
公選制に関しては、公共性の高い農地をしっかりと管理するには、公平性・公正性・透明性が確保された手続きが不可欠であり、こうした農委の公的な権限を確保するためには、地域か

らの信任を担保する公選制が基本であるとした。

委員構成については、地域農業の維持・振興を進める協議を活発化させる観点から、農業生産法人の従業員や生産法人以外の法人の役員等にも選挙権を付与するほか、選任委員に消費者等の農業外からの参画を求める仕組みや、「女性枠」を創設するべきとした。

(北川)

■許認可等の法令業務への取り組みの必要性について (農業委員会)



月間農政ファイル

4・15・5・1

- 4・2 農水省は農地中間管理機構が39道県で設置されたと発表。近畿では兵庫、滋賀、和歌山の3県で設置済み。兵庫では機構の指定をうけるみどり公社が1回目の農地借り受け募集を開始。締め切りは4月30日。大阪府内では、4月25日に大阪府が機構事業の基本方針を策定。5月1日に(一財)大阪府みどり公社が機構指定の認可を受けた。
- 4・7 日豪EPA交渉で大筋合意。最大の焦点の牛肉関税は現状の38・3%から段階を経て大幅に削減していく運び。日本側はセーフガード(緊急輸入制限措置)を導入、事実上の数量制限を設定。
- 4・25 日米両政府は首脳会談に伴う日米共同声明を発表。TPP交渉に関しては大筋合意を断念、「前進する道筋を特定した」と留める形で収まった。農作物と自動車の市場参入に関する双方の溝は埋まらず。来月12方国での閣僚級合合が予定されている。

相続税納税猶予

遊休化の確定事由が改正

改正農地法による遊休農地対策の強化に伴い、相続税納税猶予の期限確定の取扱いも改正されている。4月1日から施行されている。これにより、相続税納税猶予

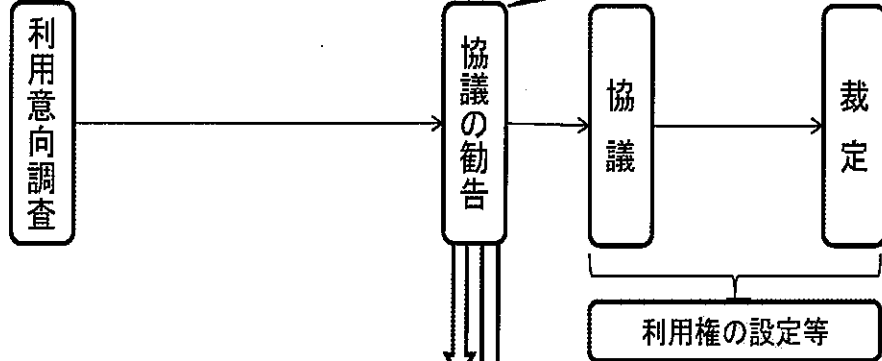
の特例農地が遊休農地となった場合、地権者は、耕作再開や貸し付けるなど農業委員会の利用意向調査で答えた通りの対応をしない限り、特例農地の猶予期限が確定することになる。例えば、平成21年12月15日以

遊休農地に関する措置と納税猶予期限の確定(改正後)

- ① 耕作の意思表示から6ヶ月
- ② 貸し付け・譲渡の意思表示から6ヶ月
- ③ 農業上の利用を行わない意思表示
- ④ 利用意向調査から6ヶ月意思表示なし
- ⑤ 農業上の利用の増進が図られないことが確定

機構の事業実施区域外の特例農地は、①～⑤に該当した時点打ち切り。農業委員会が①～⑤に該当した旨を税務署長に通知。

遊休農地に関する措置(現行)



納税猶予期限の確定	分類 A	H21年12月15日以後に行われた贈与・相続に係る特例農地	確定
	分類 B	H17年4月1日～21年12月14日までに行われた贈与・相続に係る特例農地	確定
	分類 C	H17年3月31日以前の贈与・相続に係る特例農地	確定

降に発生した相続による特例農地の場合、調査で答えた改善策をとらない遊休農地所有者に対して、農委は農地中間管理機構との協議を勧告。この時点で納税猶予は打ち切りとなる。

特例農地が、市街化区域内など、機構の事業実施区域である農業振興地域以外にある場合は、次の①から⑤のいずれかに該当した時点で打ち切りとなり、農委が税務署長に通知する。

- ①耕作の意思表示から6カ月が経過。
- ②貸し付け・譲渡の意思表示から6カ月が経過。

改正農地法に伴う 相談対応を通知

農地中間管理事業関連2法のうち、農地法に関する部分から、4月1日に施行されたことから、「なぜ農地情報が未だインターネットで開示されないか」や、直接農業委員会事務局に「空いている農地情報を提供してほしい」など、電話による農地相談が、農水省をはじめ全国農業会議所、農委に多く寄せられている。

③農業上の利用を行わない意思表示があった。

④利用意向調査から6カ月意思表示がなかった。

⑤農業上の利用の増進が図られないことが事実となった。

なお、改正農地法に基づく遊休農地に関する措置については、農委は、農地利用状況調査の結果、遊休農地となっている所有者に対しては利用意向を確認。自ら耕作するか、誰かに貸し付けるか、あるいは農地中間管理事業を利用するか等を調査することになっている。

(北川)

このため、全国農業会議所は農水省とも協議し、農地相談の際には対応記録を整備するよう通知した。

相談は電話の場合も多いことから、相談者の氏名(企業の場合は、社名部署等)、住所、回答内容などの対応を記録する。

改正農地法で定める農地地図情報の公表は、平成27年3月31日まで経過措置が設けられており、各農委では現在、公表の準備を進めている状況にある。

(浅井)

第4回農地法検討会

2種農地代替性判断は厳密に

大阪府農業会議は3月17日、JABバンク大阪信連事務センター

1で第4回農地法等業務推進検討会を開いた。当日は、大阪府農地転用担当者、具体的な2種農地の代替性判断の方法について、「国

は申請地とは別に候補地(4カ所)を選んで比較し、申請地を選ばざるを得ないことがわかる表を作成するように指導している」と説明。2種・3種農地が混在している場合、3種農地における「連たん」の意義などの農地の種別判断についても解説

した。また、新たに寄せられた相談事例について、事務局から報告事前に寄せられた回答を踏まえて、意見・情報交換を行った。今回の相談事例は、複数年にわたる農地の持分譲渡、市街化区域における持分一部転用届出

への対応、ローンを組んで自己転用する場合の資力・信用の証明方法に関するもの。これらの相談事例に加えて、出席者から具体的な転用案件について事例提供を受け、対応について検討した。(和田)

八尾市農委 全国農業新聞賞受賞 遊休農地対策表彰で

第6回遊休農地発生防止・解消活動表彰事業で、八尾市農業委員会(井藤京一会長)の活動が全国農業新聞賞を受賞した。

同農委では、市が仲介役となり、農地の貸借を進めることを求める声が地域で多く聞かれたことから、平成22年度に「農地バンク制度」を創設。

さらに23年度には、市内農家を対象とした意向調査により、貸し手と借り手を掘り起こし、規模拡大を図る認定農業者や市内農業者への貸借を進めた。農地バンク制度においては、認定農業者、一般企業等への貸借が13件成立した。



利用権が設定され、遊休農地が解消された

貸借による遊休農地解消を進める一方で、農業委員、事務局が指導を行い、所有者自らの耕作再開による遊休農地解消も進めた。こうした活動により、22年6月からの3年間で解消した遊休農地面積は約10haになる。

解消した遊休農地の中には、市の特産である「八尾えだまめ」が栽培されている農地もあり、

市の特産品の普及にもつながっている。また、府、府みどり公社と連携して参入を支援した一般企業に対しては、参入後もイノシシ等の鳥獣害に苦慮していたことから、柵の設置などの技術的助言を行った。

JA大阪中央会 東京でPR販売

JA大阪中央会は3月8日、9日、東京都内で開かれた「ふるさとの食につぼんの食・全国フェスティバル」に参加。2日間で4万8093人の来場があった。中央会のブースでは、JA大阪中河内の職員も加わり、八尾若ごぼう、泉州水なす、ブロッコリー、しゅんぎく、ミニトマト、イチジクジャムなどを販売、2日間とも昼過ぎには売り切れ、大盛況だった。(JA大阪中央会提供)



南河内地区連総会

南河内地区農業委員会連合会(会長・木ノ本雅伸会長)は4月24日、千早赤阪村立保健センターで平成26年度通常総会を開いた。

総会では、25年度事業報告・歳入歳出決算報告、26年度事業計画・歳入歳出予算が審議され、いずれも了承された。事業計画では、地区農業委員講習会や府外現地研修会の開催などを盛り込んだ。

北河内地区連広域連絡会

4月16日、門真市役所において北河内地区農業委員会連合会広域連絡会および職員協議会役員会が開かれた。会議では、5月16日に開催予定の地区連総会付議案件について協議が行われた。

農業会議の鈴木事務局長が、農委制度・組織問題等について情勢を報告した。

都市農業振興へ 経営支援策拡充

寝屋川市

寝屋川市は、昨年4月から施行された「市産業振興条例」に基づき、都市農業振興に向けた施策として、農作業用機械器具の購入と農業用井戸の掘削の支援事業を新たに追加した。

市農業委員会(林信夫会長)では、農業用機械の更新を契機に営農継続を断念するケースが散見されていたことから、かね

てより機械購入の支援策を要望。平成21年に実施した市長、市議会議長への建議でも要望していた。

新たな事業は、「農作業用機械器具整備事業」と「農用井戸整備支援事業」。前者は、高額の農作業用機械器具の新規購入や買い替えにおいて、市の農業施策に取り組み農業者が含まれ

る3戸以上の農家で構成される組織に対して支援する。後者は、

25年度16人が新規加入

農業者年金

平成25年度の府内農業者年金新規加入者数が16人となり過去10年間で最高となった。内訳は岸和田市4人、堺市3人、池田市・東大阪市・枚方市各2人、高石市・羽曳野市・大東市各1人。このうち20〜39歳の加入者は8人であった。

新規加入者増加の背景には、

農業委員、特に加入推進部長を中心とした制度啓発・加入推進活動の活性化がうかがうことができる。

農業者年金制度は農業者の老後生活の安定・福祉の向上を図るためのものであることから、加入資格がありながら制度の内容を知らないために加入していないということがないように、啓発活動に努めることが重要である。

上で構成される組織に支援する。(寝屋川市農業委員会提供)

さらに農業経営の重要な担い手であるにもかかわらず、加入率の低い女性農業者の加入を促すことも必要である。

こうしたことを踏まえ、大阪府農業会議では昨年6月の第387回常任会議において、「農業者年金加入推進特別対策」に関する申し合わせを決議した。(独)農業者年金基金が策定した全国運動に呼応したかたちだ。

聡子の農地相談室⑦

農地法等業務推進検討会報告

各農業委員会から寄せられた相談事例について農地法等業務推進検討会で交わされた議論の内容をピックアップして、皆様にご報告しております。

今回は、農地法3条の全部効率利用要件に関する相談事例についてご報告します。

Q 子Aが農地の購入を検討していますが、同居している親Bが所有する農地の一部で違反転用となっています。こ

のような場合、Aの農地取得についてどのように判断するべきでしょうか。なお、Aからは同居しているものの、生計および農業経営は別に行っていると申出があります。

まず、この事例を検討する前提として、違反転用された農地について農業委員会が現状回復まで考えて指導する場合や遊休化しているに過ぎないような場合は格別、そうでないのであれば、違反転用された農地は「農

地」とみなさないとというスタンスの農委がみられました。この立場を採る場合には、Aの農地取得にあたって、Bの違反転用が問題となることはありません。他方、違反転用農地も「農地」であるとする立場からは、いわゆる「世帯員等」に含まれるBの違反転用が問題となります。

転用が影響することはないと判断することも可能であると思われまます。そうだとすると、別世帯であるか否かの判断をどのように行うのかという問題が残ります。

これについては、物理的・経済的な状況を総合的に判断することになりますが、具体的な判断材料としては、所得申告書の写し、農機具の使用状況、農業経営計画書、世帯分離の有無、保険証の世帯主が誰であるかの確認などが考えられるところです。

(和田)

申し合わせに基づき、加入対象者の多い21市町を重点農業委員会に指定。加入推進部長を中心に、①公的年金が国民年金のみで、上乗せ年金がない農業者の解消に向けた働きかけ、②認定農業者等の政策支援加入の推進や女性農業者への働きかけ、③加入資格のある兼業農家への働きかけに重点をおいた活動を展開した。

農年の加入推進活動はすぐに成果が出るものではないが、加入者が増え始めている今こそ、継続した働きかけが求められる。

(田村)

府遊休農地対策協総会

遊休農地再生など報告

大阪府遊休農地対策協議会(会長・齊藤康彦一般財団法人大阪府みどり公社理事長)は4月17日、大阪府咲洲庁舎で平成26年度総会を開いた。

この協議会は、府みどり公社



上・再生前、下・再生後(豊能町牧地区)



のほか、大阪府、府農業会議、府農業協同組合中央会、府土地改良事業団体連合会で構成。遊休農地の再生等に活用できる交付金を扱っている。総会では規約等の一部改正のほか、25年度

農の雇用事業

経営者研修生向け研修

大阪府農業会議は3月18日、大阪市内で、同事業の平成25年度第3回募集の採択農業法人等に対して、経営者・研修生説明会を開いた。

今回府内では、9法人等で研修生10名が採択された。事業説明会では、農業会議か

ら事業実施の留意点について説明を行った。続いて経営者・研修生それぞれに対して研修会を開催した。

経営者等に対しては「雇用のルールと従業員のモチベーションを上げる仕組み」をテーマに社会保険労務士の後藤田慶子氏が研修を行い、研修生には、「働く心構え」について奈良文化女

事業報告と26年度の事業計画について、それぞれの見地から活発な議論がなされた。

25年度事業では、豊能町牧農空間活性化協議会による遊休農地再生や、羽曳野市地域農業再生協議会によるブドウ園の施設

府普及活動成果発表会

4普及課から活動報告

3月27日、大阪府農政室は普及活動成果発表会を開催し、農政、農業振興関係者ら約40人が参加した。

発表会では、北部、中部、南河内、泉州各農と緑の総合事務所農の普及課から発表があった。北部からは、「能勢青年農業者(4日)クラブ40年ぶりの復活」新規就農者が作る新たな歴史

子短期大学教授石田秀朗氏が研修を行った。

研修の中で石田氏は、社会で仕事をする上では相手の立場を考えてコミュニケーションを行う事が非常に重要であると話した。

経営者、研修生それぞれが「雇用」に関しての知識、心構えを深めることにより、より良い労働環境を創ってもらいたい。

等補完整備の取り組みについて報告された。

26年度事業計画では、豊能町・羽曳野市・和泉市の3市の地域協議会で交付金を活用する予定。さらに多くの地域協議会にて活用を促すため、関係機関が一丸

史」を発表。能勢町の新規就農者の実態把握と支援、組織化の課程と、クラブ発足後の

取り組みを報告した。中部からは、「市・JA・農業者とともに魅力発信「八尾ブランド」を発表。八尾市のエダマメ、八尾若ごぼう、紅たてななどの特産物を題材とした飲食店向けPR活動や、市・JA・農と緑の総合事務所の3者が連携した情報発信等の活動について報告した。



となり今まで以上に積極的に働きかけを行うことを確認しあった。

報告案件として、大阪府農地中間管理事業の推進に関する基本方針(案)について、府農政室より説明があった。

南河内からは、「農の拠点施設の開設を契機とした担い手対策について」新たな大規模農産物直売所への出荷に向けて」を発表。河内長野市における営農指導員の設置や農外新規参入者確保への取り組みなど、担い手対策を中心に報告した。

泉州からは、「天敵を活用した減農薬・高品質栽培への取組」水なす栽培での天敵導入に向けて」を発表。水なす栽培において、害虫であるアザミウマ類の天敵、スワルスキーカブリダニを利用した減農薬栽培への取り組みを報告した。

発表会は府内の4つの農と緑の総合事務所農の普及課が取り組んできた活動成果を紹介するもので、取り組みを周知するとともに、参加者からの助言・評価を受け止めて農の普及課職員が求められている役割を再認識し、今後の業務の参考とするもの。

(田村)

会長職務代行者に 土井副会長就任

農業会議会長井川勝巳氏の逝去に伴い、農業会議会則第27条2項の規定により、平成26年5月1日から、会長職務代行者に副会長の土井浩氏が就任した。

土井氏は、旧大阪府南市農協代表理事組合長、大阪泉州農協副組合長などを歴任。現阪南市農委会長。

憲法施行記念式典

大阪府知事表彰

大阪府は5月7日、大阪市内の大阪国際会議場で憲法施行記念式典を開き、産業、自治、教育、文化など各分野で功績のあつた方の表彰を行った。

今回表彰されたのは16団体、394人で、うち農林水産関係は2団体、29人。

農業委員会関係では、猪飼武夫氏(島本町農業委員)、小西明氏(熊取町農業委員)、山中義二氏(大阪狭山市農業委員)、横須賀清輔氏(枚方市農業委員)、城勝行氏(堺市農業委員)が受賞した。

その他農業関係では、中村弘道氏、西村行雄氏、村田善博氏などが受賞した。

情報提供活動の強化を 全国情報会議

全国情報会議

全国農業会議所、全国農業新聞は4月9日、東京都内で平成26年度全国情報会議を開いた。

会議では、第20回農業委員会だより全国コンクール、全国農業新聞の普及拡大など情報活動の功績者や優良情報活動に対する表彰が行われた。

農委だよりでは、河内長野市農委が全国農業新聞賞を受賞し、全国農業新聞表彰農業委員会・団体等では、高槻市、堺市の2委員会が表彰を受けた。

記念講演では、NPO法人全

第397回常任会議

大阪府農業会議は4月28日、大阪市内のJABANK大阪信連事務センターで第397回常任会議を開いた。

第1号議案の農地法第4条及び第5条の規定に基づく知事諮問案件では、13件(4135平方メートル)を許可やむを得ないと認める旨、答申することを議決した。

第2号議案の農地法第4条及び第5条の規定に基づく茨木市、豊能町、岬町、岸和田市、泉南

国地域結婚支援センターの板本洋子代表が、「結婚最前線―地域における結婚支援の目的のつけどころ」と題して講演した。

板本氏は、現在の日本の婚活



表彰を受ける高槻市農委(右)

の状況について「百花繚乱時代」と表現する。「結婚情報サービス業界」は、全国に約4000社あり、約60万人が利用するが、成婚率は8〜9%にとどまる。

ある結婚を行政が推進するといふ形となっている。婚活時代の背景には、婚姻数、離婚率の増加があり、他方離婚の平均年齢も男性30歳、女性で28歳を超えている。

(浅井)

人事異動(敬称略)

【農業委員会新事務局長】

(平成26年4月1日現在)

- ▽吹田市 柳 弘次
- ▽豊中市 山野 純
- ▽泉大津市 天野 義仁

- ▽和泉市 木下 司一
- ▽熊取町 原田 哲哉
- ▽田尻町 重里 幸作
- ▽泉佐野市 溝口 治
- ▽泉南市 高山 智史
- ▽阪南市 中出 篤
- ▽河内町 大門 晃
- ▽河内長野市 橋本 亨
- ▽羽曳野市 保田 昌宏
- ▽大阪狭山市 水口 薫
- ▽八尾市 三谷美佐緒
- ▽枚方市 谷本真紀子
- ▽四條畷市 西岡 充
- ▽交野市 吉岡 靖夫
- ▽堺市 大久保忠臣

人事異動

大阪府農業会議は、4月10日付けで事務局の人事異動を発令した。

【新任】

▽農政課主事 渡邊修二

市、阪南市、東大阪市、堺市農業委員会会長諮問案件では、16件(2万353平方メートル)を許可やむを得ないと認める旨、答申することを議決した。

答申の内容は次のとおり。

【第1号議案 知事諮問分】

件数 面積(平方メートル)

第4条 2 656

第5条 11 3479

合計 13 4135

(農地区分別件数は、3種農地7件、2種農地6件)

【第2号議案 農委会長諮問分】

件数 面積(平方メートル)

第4条 5 8900

合計 16 2万353

第5条 11 1万1453

合計 16 2万353

(農地区分別件数は、3種農地4件、2種農地9件、1種農地1件、農用地区域内農地2件)

第3号議案の農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく堺市長諮問案件では、1件(6790平方メートル)を許可やむを得ないと認める旨、答申することを議決した。

また、全国農業会議所により4月21日に示された農業委員会制度・組織改革に向けた農業委員会系統組織の意見について事務局より報告した。

随 想

「労働時間」においては、基本的なように、他産業では、基本的に1日8時間、週40時間以内という労働時間が労働基準法により定められています。農業はこの規制の適用除外となっており、休憩や休日についても同様です。

また、いわゆるブラック企業も問題化しており、社会全体で「労働」、すなわち「人」を考えていかなければなりません。

これらいろいろな問題が顕在化していく中で、私が社会保険労務士の仕事をしているのが、顧問先企業の「労働時間」と「労働安全衛生」です。これらは事業主、従業員のみなならずその家族にとっても大きな問題となる可能性があります。

土曜市で「大阪なす」のPR販売

大阪府中央卸売市場

大阪府中央卸売市場では、生鮮食料品の消費拡大を図るため、市場活性化事業の一環として大学や産地と連携し、農産物のPRや食育等の情報発信を行っている。

4月26日、グランフロント大阪のパナソニックセン

ター大阪主催の「土曜日」において、JA大阪南特産の「大阪なす」や、大阪なすを使ったジヤムやみそ和え、梅酢漬けの即売会を実施。

今回の土曜日にあたって、大阪成蹊短期大学の協力により「なすを使ったレシピ」を作成。レシピの配布や試食を通じてなすの販売促進に役立てた。

当日は、なすの生産者やJA職員らが大阪なすの特徴である「ポリウム感」や「柔らかさ」

をPRしながら販売。準備した800本の大阪なすは終了時間を待たずに完売。大好評を得た。当日参加したなす生産者で、JA大阪南なす部会・西板持支部支部長の西田和央氏は「多くのお客さんにアピールできてよかった。さらに大阪なすの知名度を高めるため、生産者自身が販促イベントに関わりたい」と語った。

当市場は、大学との事業提携に基づき、産地と連携して生産

物の販売企画等を行い、産地を応援したいとしている。

(大阪府中央卸売市場提供)



農業と労務管理

社会保険労務士 濱島裕幸

「労働時間」においては、基本的なように、他産業では、基本的に1日8時間、週40時間以内という労働時間が労働基準法により定められています。農業はこの規制の適用除外となっており、休憩や休日についても同様です。

いのではないのでしょうか。

しかし、農繁期と農閑期で1日の勤務時間や休日数を柔軟に設定する変形労働時間制を採用すれば他産業と同様の所定労働時間や休日数にすることも可能です。

「事業の性質上天候等、自然条件に大きく左右される」「農繁期と農閑期とで作業量が大きく変化する」などの理由からですが、そのため労働時間が長くなったり、休日が予定できない等、従業員が不安に感じること多

また、「労働安全衛生」において、絶対に防がなければならぬのが、従業員が業務中の事故により負傷したり、最悪の場合、死亡することです。他産業では、一人でも従業員を雇うと、業務上の負傷についての治療費

や休業補償などの給付を行う労働者災害補償保険(労災保険)に加入が義務付けられています。農業では法人経営と従業員5人以上の個人経営を除き、任意加入となっています。

しかし、労災保険に加入していただければ、従業員(短期間のアルバイトでも)が業務中事故にあうと個人経営者が治療費や、けがによる療養中の休業補償などを負担しなければならぬ場合や、保険料を遡って徴収されるケースがあります。農作業は事故の発生率も高く、死亡事故や重傷の事故が他産業よりも多いとされている統計もあります。

労災保険が従業員、さらには経営者にとってもセーフティネットになることは間違いありません。

せん。

これからの農業は大規模化・高度化・通年化など大きく変化していくでしょう。優秀な労働力を確保するためには、「労働時間」と「労働安全衛生」において農業が他産業と比較されても負けない企業体になり、「人」を大切に産業として、日本の食文化を未来永劫、守り続けていただきたいと思います。

.....

◇筆者の紹介(はましま ひろゆき)

大阪府出身。サラリーマン経験後、2000年から父が開設していた社会保険労務士事務所(労働保険事務組合も運営)に勤務。現在、大阪府社会保険労務士会理事。